

第4回「働き方改革虚偽データ疑惑」野党合同ヒアリング

要・確認事項

2018年2月19日

衆議院議員 長妻昭・山井和則

1. 平成25年度労働時間等総合実態調査は、労働政策審議会労働条件分科会が企画業務型裁量労働制の総合的な見直しを行う際の実態調査として、閣議決定された規制改革会議で位置付けられていた。(確認事項)

日時	内容
2013年 4～6月	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度労働時間等総合実態調査 目的「今後の労働時間法制等の検討の際に必要な時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制等の実態等を把握する」 ● <u>閣議決定に先立って調査を実施?</u>
2013年 6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●日本再興戦略（閣議決定） 「<u>企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する</u>」 ●規制改革実施計画（閣議決定） 「<u>企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し</u>」 「<u>労働政策審議会で総合的に検討する</u>」 ● この実態調査が平成25年度労働時間等総合実態調査（下記議事録）
2013年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ●第103回労働政策審議会労働条件分科会（4月の委員改選後の初回） ★ 村山課長 「<u>なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見ていただきますと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされており、その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。</u> <u>本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要な実態につきまして把握を行っております。調査方法といたしましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとめ次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げ、議論の出発点にしていただければと考えております。」</u>

論点(案)

1. 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金について

※ 平成20年労働基準法改正により、月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められたが、中小企業については、法第138条により、「当分の間」適用されないこととされた。施行後3年経過後に、施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている(改正法附則第3条)。

2. 企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて

※ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について・・・本年秋から労働政策審議会での検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る」とこととされている。また、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)においても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ」労働時間法制について総合的に検討することとされている。

3. その他

資料No.2
1

労働時間法制に関する閣議決定

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

2. 雇用制度改革・人材力の強化

③多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

○ 労働時間法制の見直し

・ 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会での検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

4 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

正規・非正規の二極化構造の是正、労働者の能力に見合い、努力が報われる賃金上昇、ライフサイクル・ライフスタイルに応じた多様な生き方の創造、人口減少社会が進む中での経済再生と成長力強化のため、「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高め、「失業なき円滑な労働移動」を実現させていく観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し、③有料職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しに重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会での検討を開始する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会での検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋を以て検討開始、1年を目途に結論を得次第措置を講じる。	厚生労働省

(注) 下線は引用に際して付したものである。

3

平成25年度労働時間等総合実態調査について

1. 目的

- 今後の労働時間法制等の検討の際に必要な時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制の実態等を把握する。

2. 調査方法

- 全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施。

3. 実施時期

- 平成25年4月～6月

4. 調査対象事業場数

- 約11,000事業場

5. 主な調査項目

- 時間外・休日労働の実態(時間外・休日労働に係る労使協定(いわゆる三六協定)締結の内容)、実労働時間数 等
- 割増賃金率の設定状況
- 裁量労働制(専門業務型・企画業務型)の実態(みなし労働時間数、実労働時間数 等)
- ※ 大企業・中小企業別にも集計

4

2. 平成25年度労働時間等総合実態調査について

2-1. 調査票と調査要領を開示されたい

- 法改正に向けた労政審の検討のための実態把握調査であったので、開示は当然
- 平成25年の労働実態調査は、裁量労働制の実態を把握するため、との目的になっていたわけだから、今になって時間外労働の検査が目的だから、調査票が出せないというのは、おかしいのではないか？この調査は、裁量労働制の実態調査が目的ではなかったのか？

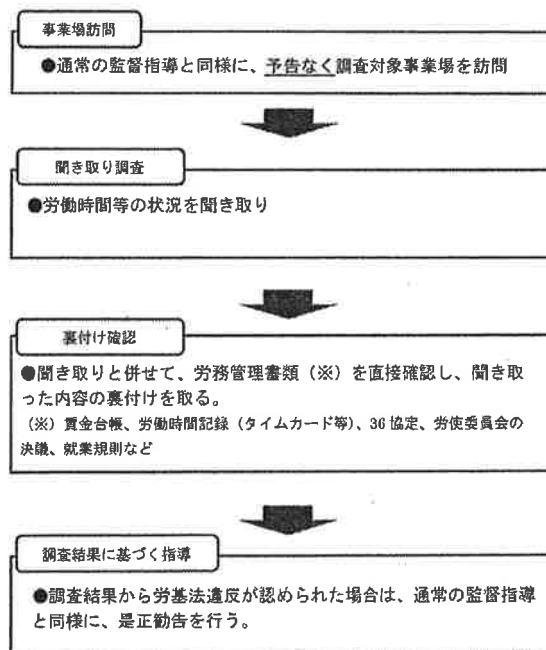
2-2. 「一般労働者」の実労働時間数を把握する項目はあったのか

- 上記の資料2の「主な調査項目」には、「実労働時間数」の記載がある

2-3. 一般労働者の「平均的な者」の1週の法定時間労働の実績(表24)は、どのように尋ねているのか

- ▶ 時間数（39分など）を尋ねているのか、選択肢（「2時間以下」）を提示して選ばせているのか
- ▶ 個票の電子データにどのような数値が入力されているか、課長みずから確認したか。その結果はどうであったか。
- ▶ 時間数の場合、概数（「1時間ぐらい」など）で尋ねているのか、それとも、客観的な裏付けと共に尋ねているのか。下記の手順を見ると、聞き取りだけの場合も多いように思えるが、どうか。

（参考）労働時間等総合実態調査の調査手順



（第3回合同ヒアリング厚労省提出資料より）

- ▶ 客観的な裏付けと共に尋ねている場合は、どのような裏付け資料を用いているか。調査要領にそのことはどう記載されているか。
- ▶ 書類等の確認作業は全事業場で行ったのか、一部だけか。一部だけとすれば、どんなケースで、どれくらいの割合か

- 選択肢から選ばせている場合、具体的な選択肢は表 24 の表頭と同じか
- 「平均的な者」とは「最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者」という定義でよいか。この定義は裁量労働制の労働時間の状況にも適用されるのか。
- 「平均的な者」をどう選んでもらっているのか。「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者」を、どう伝えているのか。あるいは監督官が資料から判断しているのか

2-4. 一般労働者の「平均的な者」の1週の法定時間外労働の実績(表 24)について、「平均」はどう算出しているか

- 具体的な時間数の平均を算出しているのか。それとも、層別に階級値を割り当てて算出しているのか
- 田中重人准教授の試算(※)によると、階級値を次のように割り当てると、「平均」と整合するが、どう考えるか

(※) remcat: 研究資料集 「2018-02-14 厚生労働省「労働時間等総合実態調査」(2013)の怪」 <http://d.hatena.ne.jp/remcat/20180214>

厚生労働省「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」

1日の法定時間外労働の実績(一般労働者)(平均的な者)*調査報告書に収録なし

合計	2時間以下	2時間超3時間以下	3時間超4時間以下	4時間超5時間以下	5時間超6時間以下	6時間超7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間	15時間超	平均
階級値	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1:37
9449	6762	1214	729	348	141	65	96	34	22	8	7	7	2	5	9	1:38

1週の法定時間外労働の実績(一般労働者)(平均的な者)*調査報告書p.38の表24

合計	2時間以下	2時間超4時間以下	4時間超6時間30分以下	6時間超8時間以下	8時間超10時間以下	10時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超18時間以下	18時間超20時間以下	20時間超25時間以下	25時間超30時間	30時間超	平均
階級値	1	2	4	6.5	8	10	12	13	14	15	16	18	20	25	30	2:47
	63.8	11.2	10.2	5.0	3.7	1.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.3	0.3	0.2	0.3	2:47

- 階級値を割り当てている場合、どのような階級値を割り当てているか
- 「2時間以下」に「1」の階級値を割り当てている場合、それはなぜか

- 「一般労働者」の1日の法定時間外労働データには、階級わけしたうえで一定の階級値を機械的にあてはめた数値が混在していると推論できるが、そのような理解でよいか。

2-6. 一般労働者の「平均的な者」の1日の法定時間外労働の実績（未公表の集計表）について

- このデータは本当に収集していたのか？
- 収集していたのなら、なぜ公表冊子に掲載しなかったのか？
- 収集していたのなら、なぜ母集団への復元作業を行っていなかったのか？
- 「平均」はどのように算出されているか？ 階級値を割り当てている場合、どのような階級値を割り当てているか？ 「2時間以下」に「1」を割り当てているなら、それはなぜか？ 過大評価になることをどう考えるか？
- なぜ計算式に未公表の集計表を使ったのか？ なぜ1週の復元データを使わなかったのか？
- なぜ「大企業」の回収数がこれほど多いのか？ バランスよく対象者は選定されていないのか？ 過剰サンプリングではないか？
- 計算式に復元されていない1日のデータを使うことによって、大企業の回答への方よりが生じ、「平均」の時間数が過大になることをどう考えるか
- 「母集団に復元」するためのウエイトは他の表ではどのように算出したか。また、表側のカテゴリーのなかで、サンプル中で過大/過小に代表されていたものはどれか。

2-7. 企画業務型裁量労働制の「平均的な者」の「労働時間の状況」（表52）について

- この場合の「平均的な者」の定義は何か。事業主にはどのように伝えているか
- 何をデータとして収集しているか。具体的な労働時間か、それともカテゴリーの選

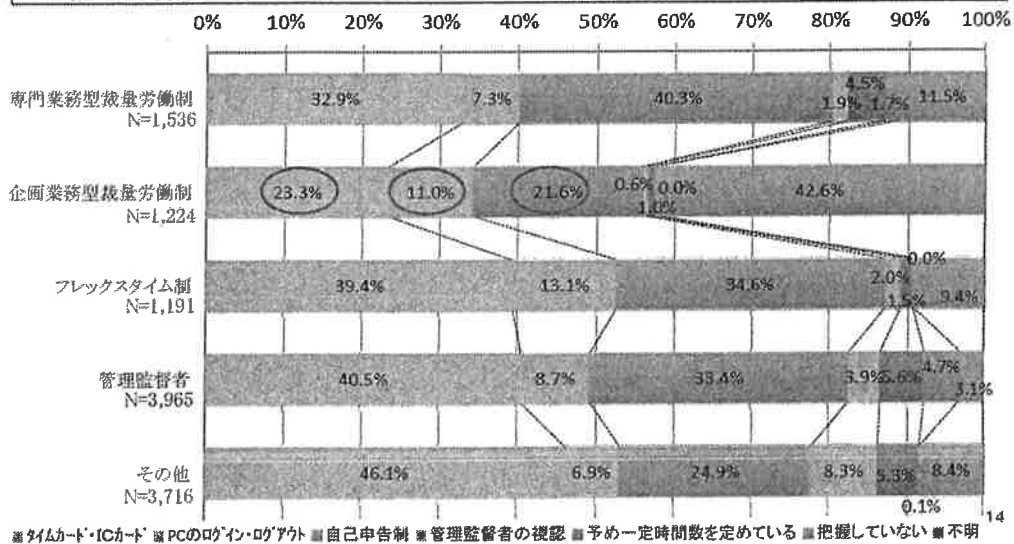
択か。後者の場合、それは表頭と同じか

- 「平均」はどのように算出されているか。具体的な時間数の平均か、カテゴリー値に階級値を割り当てているか。後者なら、どのような階級値を割り当てているか。
- 企画業務型裁量労働制の労働時間の把握に関し、第 111 回労働政策審議会では、JILPT 事業場調査の結果から実労働時間の把握の方法が「不明」の割合が企画業務型裁量労働制で高いことが注目されている。これをどう考えるか。9 時間 16 分という数値にどれだけ信頼性があると考えるか。

7-1 実労働時間の把握 【全事業場】

◆ 実労働時間をどのように把握しているかについて、企画業務型裁量労働制の場合、「タイムカード・IC カード」(23.3%)、「自己申告制」(21.6%)、「PCのログイン・ログアウト」(11.0%)を挙げた回答が多い。

※管理監督者については、在社時間の把握等の観点から行っているものを質問。
 ※事業場回答結果から、各制度について該当者がいない分は便宜的に差し引いて割合を算定。
 ※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の適用対象外である専門及び企画業務型裁量労働制適用者については、質問の意図が分からず「不明」と回答した事業場もあると考えられる。

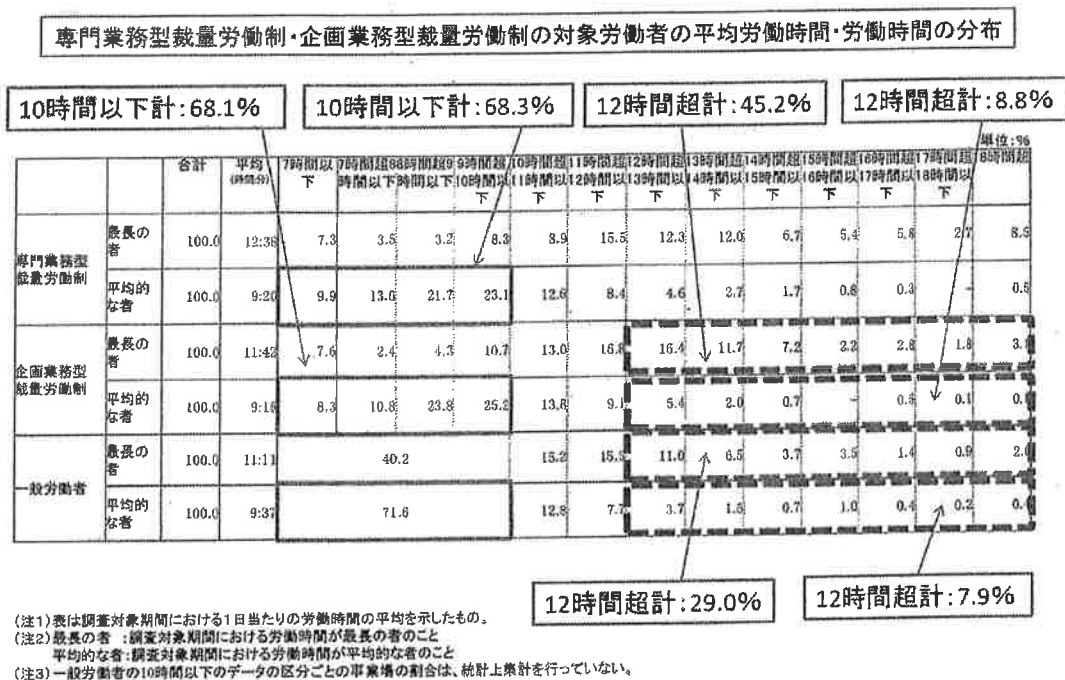


3. 労働政策審議会へのデータの提供について

- なぜ、JILPT の労働者調査と事業場調査（ともに 2014 年 5 月）の冊子は配布しなかったのか。もしくは結果の概要の部分だけでもなぜ配布しなかったのか。
- なぜ、閣議決定では実態調査が求められていたのに、JILPT の労働者調査から労働時間の実態が労政審に資料として提供されなかったのか

4. 民主党への集計表の提供について

- 2015年3月26日に初めてこのデータのペーパーを民主党厚労部門会議に提出した際には、当時の田村厚労大臣の決済は得たのか？



※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

- 労働政策審議会での裁量労働制の議論の際に提示しなかったこのデータを、なぜ労働政策審議会での議論が終わった直後の民主党部門会議だけに提示したのか？
(労政審での要綱の諮問は、平成27年3月2日。閣議決定は平成27年4月3日)
- 一般の労働者の平均的な者の1日の時間外労働時間が1時間37分であり、労働時間は9時間37分である、との計算は、いつ頃、厚労省で行い、認識していたのか？つまり、調査結果をまとめた平成25年10月時点で計算し、認識していたのか？それとも労働政策審議会での裁量労働制の議論が終わってから計算したのか？
- もし平成25年10月の調査結果をまとめた時点で1日の時間外労働時間を把握していたなら、なぜ報告書に載せなかったのか？
- 一般の労働者の平均的な者の時間外労働時間、週で2時間47分、月で8時間5分

から計算する週5日、月21日で割算すると、1日ならそれぞれ33分、23分となり、1時間37分とは3倍近い差があるが、1時間37分を発表する際に、この差はおかしいと思わなかったか？

- なぜ、「平成25年度労働時間等総合実態調査」という表記をしたのか。なぜ、計算式によることや、推計値であること（法内残業の有無を反映しない）を明記しなかったのか。
- なぜ「平均的な者」の定義を明記しなかったのか。
- なぜ「労働時間の状況」とその定義を明記しなかったのか
- なぜ違う把握をおこなっているものが、「平均」として並べられているのか
- なぜ「一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない」という虚偽の説明が加えられているのか。なぜ「7時間以下」も赤枠で括られているのか

5. 国会答弁について

- 精査の結果、1時間37分、9時間37分というデータは、虚偽のデータであったとの結論でよいか？それともまだ虚偽か否かの精査は続いていて結論は出ていないのか？

6. その他

- 労働政策研究機構の裁量労働制の方が一般労働者より労働時間が短い、という調査結果を、労働政策審議会や働き方改革実現会議、産業競争力会議など政府の会議で資料配付あるいは言及したことはあるか、また国会答弁で厚労省役人や厚労大臣が触れたことがあるか？もしないなら、裁量労働制について重要なデータなのに、なぜ資料配付や言及しなかったのか？
- 当然、この調査が撤回された以上は、いま実施している事業主対象の裁量労働制の自主点検以外に、労働者本人へのアンケートへの実態調査をすべきではないのか？

以上



2014年4月3日 第111回労働政策審議会労働条件分科会 議事録

労働基準局労働条件政策課

○日時 平成26年4月3日(木)14:00~16:00

○場所 専用第23会議室(6階)

○出席者

【公益代表委員】

岩村委員、田島委員、野崎委員、村中委員、守島委員、山川委員

【労働者代表委員】

工藤委員、新谷委員、高松委員、富田委員、八野委員、春木委員

【使用者代表委員】

秋田委員、池田委員、小林委員、鈴木委員、田中委員、平岡委員、宮地委員

【事務局】

中野労働基準局長、土田総務課長、村山労働条件政策課長、古瀬調査官

○議題

- 1 報告事項
- 2 今後の労働時間法制の在り方について
- 3 その他

○議事

○岩村会長 それでは、定刻でございますので、ただいまから「第111回労働政策審議会労働条件分科会」を開催することにいたします。本日の出欠でございますけれども、公益代表の権丈英子委員、労働者代表の宮本礼一委員がそれぞれ御欠席ということでございます。

なお、まだ野崎委員、田中委員がみえておられませんが、少し遅れてみえられると承っております。

また、使用者代表の池田委員におかれましては、所用によりまして途中で御退席されると承っております。

それでは、議事に入ります前に定足数の報告を事務局からいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○古瀬調査官 定足数について御報告いたします。労働政策審議会令第9条によりまして、委員全体の3分の2以上の出席または公労使各側委員の3分の1以上の出席が必要とされておりますが、定足数は満たされておりますことを御報告申し上げます。

○岩村会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の議事次第に沿って進めてまいりたいと思います。

一番最初の議題は「報告事項」ということでございます。これにつきましては、3月25日火曜日に規制改革会議の公開ディスカッションが開催され、労働時間法制が議題となったこと、第二に、3月28日金曜日に国家戦略特区諮問会議が開催されまして、当分科会でも御議論を頂戴しました雇用指針(案)が議論されるとともに、国家戦略特別区域と区域方針(案)が示されたということ、それぞれにつきまして事務局から報告があるということでございますので、説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○村山労働条件政策課長 それでは、御説明いたします。

資料No.1が、今、分科会長からお話のございました規制改革会議の公開ディスカッションにおきまして内閣府の規制改革推進室が提出した資料ということですが、

規制改革会議の公開ディスカッションですが、趣旨としては、広く国民に規制改革の議論の状況について知っていただくためのものということで、インターネット中継がリアルタイムで中継されるなど公開の形で行われたということです。

労働時間法制について、規制改革会議は、既に本分科会でも御紹介しましたとおり、昨年12月5日、意見書を公表されておりますが、この資料に基づきその紹介があった後に、労使の代表及び厚生労働省の担当審議官から発言をしたということです。

会議自体が完全に公開の形で行われておりますので、詳細な紹介は省きますが、当日、労側の代表として連合の事務局長が出席され、1実効性ある健康確保策、ワーク・ライフ・バランス、公正競争の視点などが労働時間法制を考える上で重要であるということ、2また、原則的な規制に対する例外措置を講じる場合には、今後とも集団的な規制と個別同意の組み合わせが重要であるということ、3また、今日の働く現場の実態に照らした上では、実労働時間の規制がとりわけ重要であるという基本的な考え方を述べられたと承知しております。

また、使用者の代表としては経団連の担当常務理事が出席され、働き方に即した労働時間制度が必要であるという基本的な考え方のもと、規制改革会議の意見書として示されている適用除外措置にパッケージとして健康・確保措置等を組み合わせるという内容に基本的に賛成するというお話があり、詳細な制度設計に当たっては、実務に即したものとなるように、労使が参画している労働政策審議会でも議論を深めていくべきであるという、基本的な考え方を述べられたと承知しております。

私も厚生労働省から担当の審議官が出席し、本分科会におけます公労使の御議論の状況につきまして、既に確認をいただいております2月25日付の議論の状況の整理の資料等に即して御説明を差し上げたということです。

1点目の報告事項は以上です。

2点目です。先ほど分科会長からお話のございましたように、3月28日金曜日に国家戦略特別区域諮問会議が開催されました。資料No.2にお目を通しただければと存じます。

3月28日の諮問会議には総理以下、関係閣僚、特に、臨時議員として田村厚生労働大臣も出席いたしました。あわせて民間議員の方々も出席されたということです。

先ほど分科会長からございましたように、議題は2つありました。

まず、本分科会でも3月13日に御審議いただいた雇用指針(案)です。これに関しては、本分科会で審議いただいた際に、内容自体というよりは、整理の仕方として、解雇権濫用法理関係の記述の部分などにつきまして、一部修正することを前提に御了解をいただきましたが、その修正後の案文を3月28日の特区諮問会議に諮り、了承されたということです。

3名の民間議員から御発言がありましたが、いずれも前向きに内容を評価する御発言であったと承知しております。

この雇用指針について規定しております国家戦略特別区域法第37条の規定は、4月1日の施行の条文です。したがって、同日付で分担管

ム制を初め、労働制約審議会において総合的に検討することとされたところでございます。

この閣議決定に至る段階で、産業競争力会議や規制改革会議におきましてさまざまな御議論がございましたが、最終的には、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性の向上といった我が国経済社会の持続可能な成長を実現する観点に立って、公労使三者構成の労政審において調査・審議いただくことが必要であるということが閣議決定の本旨であると理解しております。

各委員におかれましては、これらの点につきましてぜひとも御理解いただきまして、総合的かつ建設的な御議論をしていただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○岩村会長 局長、ありがとうございました。

カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○岩村会長 それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第に沿って進めてまいります。

そこでございますように、最初の議題は「今後の労働時間法制の在り方について」でございます。これにつきまして資料等を用意いただいておりますので、まずは事務局のほうから説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○村山労働条件政策課長 それでは、資料2をお開き下さい。

資料2「論点(案)」です。先ほどの労働基準局長からの挨拶がたの検討依頼にもございましたように、当面の労働条件分科会におきまして労働時間法制の調査・審議をお願いしたいということでございます。資料2はその論点(案)を御提示するものでございます。

まず、論点の1つ目は、先ほど局長から申し上げましたように、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率についてでございます。平成20年の労働基準法改正によりまして月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められましたが、中小企業につきましては労働基準法第138条により当分の間適用されないこととされました。同時に、施行後3年経過後に施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされております。

この関係につきましては、ただいま申し上げた条文は、2ページ目の「改正労働基準法の検討規定」というシートに書いてあるとおりでございます。下線は引用に際して付したものでございますが、そのところが先ほど御説明申し上げた内容です。

1ページ目に戻りまして「論点(案)」の2つ目「企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて」です。平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」におきまして「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について…本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得ることとされております。また、同日閣議決定されました規制改革実施計画におきましても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について総合的に検討する」とこととされております。これら閣議決定に即しまして、労働政策審議会の中で、労働時間法制を所掌していただいている労働条件分科会に御審議をお願いしたいというのが2点目です。

閣議決定の具体的な文書は3ページに掲げております。上が「日本再興戦略」、下が「規制改革実施計画」でございます。「規制改革実施計画」のうち「4 雇用分野」の(1)の中に、ほかの分科会・部会等で担当される内容も入っておりますので、2の部分に下線を付してございまして、個別の措置事項として閣議決定されている内容が下の表のとおりでございます。

以上2点が具体的にお示ししている論点ですが、その他、この労働時間法制をめぐっては、公労使各側からさまざまな御意見もあるものと考えております。3で「その他」とさせていただきます。

なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見てくださいと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされております。その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。

本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要な実態につきまして把握を行っております。調査方法といたしましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとまり次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げます。

調査対象の事業場数は、4. にありますように、約1万1,000事業場です。

主な調査項目は、5. にございますように、時間外・休日労働の実態、あるいは実労働時間数等、それから割増賃金率の設定状況、裁量労働制の実態、みなし労働時間数や実労働時間数等ということです。

特に今回の調査・審議に当たりましては、先ほど見ていただきました労働基準法の138条でありますとか、附則の3条で、前回の改正で第3条第1項ただし書きの規定は当分の間適用しないとされた中小事業主の取り扱い等もありますので、これら調査結果につきましては、大企業・中小企業別に、事業場規模だけではなくて企業別の集計も現在進めているところでございます。

資料2の「論点(案)」については以上です。

あわせて、資料3「労働時間等関係資料」をお開きいただければと存じます。これは、「毎月勤労統計調査」や「労働力調査」等の基礎的な労働時間のデータの資料につき、ごく簡単に取りまとめているものでございます。

まず、1ページ「年間総実労働時間の推移」です。労働者1人当たりの平均値は減少傾向で趨勢的に推移しておりますが、近年では、一般労働者の総実労働時間はおおむね横ばい、パートタイム労働者の総実労働時間はやや下がっておりますが、その減少幅はそれほど大きなものではないという中で、一方では、その構成比でみた、パートタイム労働者比率が持続的に上昇していることにより、総実労働時間の平均値が右肩下がりになっている傾向にあります。

それから、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で、製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少し、その後はやや上昇してきているという状況でございます。

2ページ「週労働時間別雇用者等の推移」です。週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合について見ているものでございます。上の表にございますように、週60時間以上の労働者の比率というのは、かつて平成15、16年ごろの水準と比べますとかなり低下しておりますが、一方では1割弱という水準にあることも事実でございます。特に30歳代の男性で週60時間以上の労働時間の方について見ますと、これも同様に、以前よりは比率としても人数としても減っているということではございますけれども、やはり全体の平均よりはかなり高い構成比になっていることは見ていただけるかと思っております。

それから、3ページの、「年次有給休暇の取得率」につき就労条件総合調査で見たものです。その取得率につきましては、近年5割を下回る水準で推移しておりまして、足元数年は若干上昇しておりますものの、直近の数字は49.9%ということでございます。

4ページ目「労働者1人平均年間総実労働時間の国際比較」で、長期の時系列がとれるいわゆる先進国について見ているものでございます。日本につきましては、昭和62年の労働基準法改正以降、大きく減少した後、その後の状況については先ほど御説明したような状況が見えただけかと存じます。

最初の議題に關します資料の説明は以上です。どうぞよろしくお願ひします。

○岩村会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきましたこの件につきまして、御意見あるいは御質問がありましたら、お願ひしたいと思います。

新谷委員、どうぞ。

○新谷委員 今、御説明いただいた資料とは直接には関係はありませんが、論点の各論に入る前に、厚生労働省としての考え方を確認させていただきたい点がありますので、一言発言をお許しいただきたいと思っております。

9月20日に、政府は、安倍総理出席の下で産業競争力会議の課題別会合を開催しております。新聞等でも報道されておりますので結構話題になっておりますが、この課題別会合の中で、国家戦略特区というものが提起されており、そこでは、この労働条件分科会でこれから議論する内容とまさしくかぶる内容が提起をされております。

国家戦略特区というのは、特定の地域に対して法律の適用を除外するという仕組みをお考えになっているようですが、その適用除外とする労働

5年目を迎えたドール・ド・東北の今を精進すべく参加してきた

Yahoo! JAPAN ヘルプ

YAHOO! ニュース JAPAN

ITでもっと便利に情報取得
ログインソフトバンクスマホ契約で15,000ポイント!

検索 写真 動画 音楽 地図 天気 交通情報

ユーザーページ 購読一覧

新着記事一覧 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT・科学 ライフ オートカー一覧

裁量労働制の方が労働時間が短いのかのような 安倍首相の答弁は何か問題なのか(予算委員会 会に向けた論点整理)



- <要旨>
- 裁量労働制のもとで働く労働者の方が一般の労働者よりも平均で比べれば労働時間が短い「かのような」データに安倍首相と加藤大臣は国会答弁で言及したが、そのデータは、検証に耐えられない問題だらけのものだった。
 - 2月9日の衆議院予算委員会では山井和則議員はこの問題を取り上げ、1月29日の安倍首相の答弁の疑問を求めている。
 - 「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方々の労働時間の長さでは、平均な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある」という安倍首相の答弁は、4つの点において問題がある。
 - 第1に、これは調査結果ではない。一般労働者のデータは、調査結果であるとされる非公算のデータを使い、かつ不適切な計算式による加工も施した上で算出されたデータであり、実態とかけ離れたデータが原因となっている。
 - 第2に、この調査のデータは、発表された「平均的な者」のデータであるが、安倍首相は「平均的な者」のデータであることを説明せずに、あたかも平均値であるのかのように答弁していた。

- 第3に、この調査における一般労働者のデータと裁量労働制のもとで働く労働者のデータは、把握している内容が異なり、比較することは不適切なものである。
- 第4に、比較が不適切なものを比較して「短い」と判断することは間違っており、さらに、一般労働者のデータは悪徳とかけ離れた過大な数値となっているため、その意味においても「短い」という判断は妥当でない。
- 安倍首相と共にこのデータに着目した加藤大臣の答弁にも、同じ問題がある。さらに加藤大臣はその後の答弁で、当初の答弁の内容について、過去の事実の書き換えを試みようとしており、その点においても問題がある。

はじめに

「働き方改革」関連一括法案に含まれる予定の企画業務型裁量労働制の拡大、これは長時間労働を助長し、過労死を促すものだと野党が批判している。その批判をかわすために安倍首相と加藤大臣が持ち出したデータに、予算委員会では疑念が呈されている。

2月9日の衆議院予算委員会では山井和則議員（希望の党）が、答弁の根拠となるデータに疑念を呈した。それに対し加藤厚生労働大臣は、適切な説明ができず、「精査させていただきます」といふことになった。山井議員は安倍首相の答弁の撤回を求めており、13日の衆議院予算委員会でも改めてこの問題を取り上げられることが予想される。

●安倍首相のワンポイント演説「労働時間短縮」掲載ページ#日刊ゲンダイDIGITAL (2018年2月10日)

筆者はこの問題について、下記の4本の記事を公開してきたが、明日の予算委員会に向けて、改めて論点を整理を基きたい。この問題の経緯を知らない方にもこの記事だけを読めばわかるように、心がけて書いていきたいと思う。

- (1) なぜ首相は裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い「かのような」データに言及したのか(上西亮子)-Yニュース (2018年2月3日)
- (2) 裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い「かのような」答弁のデータをめぐって(総経) (上西亮子)-Yニュース (2018年2月6日)
- (3) 裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い「かのような」答弁のデータの問題性(その3) (上西亮子)-Yニュース (2018年2月10日)
- (4) 裁量労働制の方が労働時間が短いのかのような安倍首相の答弁。撤回は不可避だが、野党への責任感額は間違いない(上西亮子)-Yニュース (2018年2月8日)

安倍首相の答弁(1月29日衆議院予算委員会)

問題となっている安倍首相の答弁は、1月29日の衆議院予算委員会、長妻昭議員(立憲民主党)の質疑に対して行われた。

長妻昭議員は、労働法制を「若狭規制」とみなして、それにドリドリ穴をあけようとするのは、間違った労働法制であると同断した。それに対する安倍首相の答弁は次の通りだ。

“
“その若狭規制に穴をあけるにはまずね、やはり内閣府の大臣が先頭に立たなければ、穴はあけられないわけですから、その考え方を変えるつもりはありません。それです。厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方々の労働時間の長さでは、平均な、平均的な者”

9月17日(土) 11:30

7 「不適切な個人データ活用」VS「徹底したセキュリティ」の対決
「不正と不正と不正」の対決
DHC 09-2726(6)2137

8 産経新聞はなぜ間違ったのか～
理由
産経新聞 09-2726(6)2137

9 「あなたが苦しんでいるのは社会システムが狂っているからです」
大塚 敬典・安藤歩の発言に激怒
DHC 09-2726(6)2137

10 北朝鮮「スリラー」競争
に勝ったらしい中国
DHC 09-2726(6)2137

個人の書き手も有料ニュースを出版
「個人は月収相場を強めよう」牛玉が藤さんの茶店の機嫌(朝) 2018年2月19日
正副総裁入選の考察&日経新卒の傾向と対策
etc-改めて日経テクノロジーを解説

HITACHI Support Center

三井物産株式会社と日経の協力で
その先のオフィスへ
三井物産と日経の協力を促進

平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、御紹介させていただきたいと思っております。

労働時間調査結果報告書(平成25年度) 労働時間調査結果報告書(平成25年度)

この答弁には4つの問題がある。「厚生労働省の調査によれば」「平均は、平均的な、平均的な方」という表現も問題だ。「比べれば」とあるが、これは比較できるデータではない。そして、「短い」も問題だ。詳しいことはあとで述べる。

加藤大臣の答弁 (1月31日参議院予算委員会)

加藤厚生労働大臣も同じデータに1月31日の参議院予算委員会でも言及した。森本政務次官(民進党)の質疑に対するものだ。裁量労働制の拡大によって長時間労働が助長するという懸念が過労死を考える家族の会の皆さんや日本労働弁護団にあるが、これらの皆さんの認識は間違っていないかと森本議員が問うたのに対し、加藤大臣はこう答えた。

「ま、そういう傾向のものでもですね(笑)、お話しにのっているのかということはあるんだと思いますが、確かにいろいろな資料を見ていると、裁量労働制の方が受給の、一般の働き方にくらべて、良いという資料もございます。他方で平均的な、平均で比べれば、短いという統計もございますので、それは、それぞれのファクトによって、現実は異なってくるんだらうと思っております。

労働時間調査結果報告書(平成25年度) 労働時間調査結果報告書(平成25年度)

これに対し森本議員は、裁量労働制の方が長時間労働になっているという調査結果を2つ紹介した。1つは労働政策研究・研修機構の調査結果であり、もう1つはPOSSIEというNPO法人POSSIEと共同で行った調査結果である。

これに対して加藤大臣は再度、前述のデータに次のように言及した。

「今、結果二指標の資料があることも、その通りであります。また、私どもの平成25年度労働時間調査結果報告書(平成25年度)も、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の労働時間が9時間・・・これは1日の実労働時間ですが、9時間37分に対して、企画業務型裁量労働制は9時間16分と、こういう数字もあるということを、先ほど申し上げたところでございます。

労働時間調査結果報告書(平成25年度) 労働時間調査結果報告書(平成25年度)

これらの加藤大臣の答弁の問題についても、後ほど改めて検討したい。

安倍首相の答弁 (1月29日衆議院予算委員会) にみられる4つの問題点

山井議員が撤回を求めている安倍首相の答弁に話を戻そう。1月29日の衆議院予算委員会における安倍首相の答弁はこうだった。

「裁量労働制は、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、御紹介させていただきたいと思っております。

厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、御紹介させていただきたいと思っております。

この答弁には4つの問題がある。「厚生労働省の調査によれば」「平均な、平均的な方」「比べれば」「短い」、いずれも問題がある。具体的に説明したい。

(1) 第1の問題点：「厚生労働省の調査によれば」

加藤大臣が1月31日に答弁しているように、「厚生労働省の調査」とは、「平成25年度労働時間調査結果報告書(平成25年度)」を指している。しかし、安倍首相が言及したのは、調査結果そのものではない。

公表されている調査結果報告書には、企画業務型裁量労働制について、加藤大臣が紹介した9時間16分というデータは掲載されている(表52)。しかし、一般労働者について、加藤大臣が紹介した9時間37分というデータは、実は掲載されていないのだ。

山井議員に対して2月9日に加藤大臣が行った答弁によれば、この9時間37分という数字は、次のような計算式によって算出されたものである。

- 法定労働時間(8時間) + 1日の法定時間外労働の平均値(1時間37分)

この計算式には4つの問題がある。

第1に、1日の法定時間外労働の平均値である1時間37分というデータは、調査結果報告書に掲載されていない未公表のデータである。

第2に、山井議員が紹介しているところによれば、異値であることが疑われるデータが含まれている。その平均値を算出するにあたって用いられた1日の法定時間外労働の分布(これも未公表)には、15時間超というデータが9件含まれているという。それだと、1日の労働時間が8時間+15時間=23時間超になってしまう。

第3に、そのような異値であることが疑われるデータを含んで平均値が算出されているためか、1日の法定時間外労働の平均値は1時間37分と、案外とかけ離れた過大な数値となっている。同じ調査結果の表24には、1週間の法定時間外労働の集計(一般労働者)(平均的な者)の平均が2時間47分となっており、これは1日に換算すると33分の法定時間外労働となり、1時間37分という数値と整合しない。どちらが実態に近いのかと言えば、表24の数値が実態に近い。厚生労働省「平成25年度 労働経済の分析」のp.45に示されている一般労働者の総実労働時間は、月間で169.2時間であり、これを21日で割ると、法定時間外労働は平均で1日5分だ。

第4に、上の計算式は実労働時間を算出するには不適切である。実際には実労働時間が8時間を下回る労働者はいるはずだ。法定労働時間が7時間30分で、定時退社している労働者などがそうだ。その労働者の労働時間が、上の計算式では8時間とみなされてしまうため、結果として平均値は過大な数値になってしまうのだ(詳しくは3番目の記事を参照)。

このように、一般労働者についての9時間37分という数値は、公表された調査結果にないものであり、間違った計算式によって算出されたものであり、その計算式のもととなったデータは公表されておらず、かつ異常値と思われるものが含まれており、さらに計算された9時間16分という数値は案外とかけ離れたものであるという、幾重にも折り重なった問題を含んでいるのだ。

にもかかわらず、安倍首相は「厚生労働省の調査によれば」と、あたかも公表されている調査結果そのものにそのようなデータがあるかのように言っている。加藤大臣も同様だ。

(2) 第2の問題点：「平均な、平均的な方」

この問題のデータは、特別に定義された「平均的な者」のデータであるが、安倍首相は「平均な、平均的な方」という言い方をしており、平均値であると受け取られる意い方になっている。

同調査における「平均的な者」の定義は、一般労働者については、「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間の幅に属する労働者のこと」となされている (p.7) 。 度分布のグラフで言えば、一番高い山の頂に出る労働者のことだ。

1 頁目の記事に引いたように、そのように選び出された「平均的な者」の労働時間は、実際の平均値とはずれて生じる。例えば下のような会社の場合、「企画業務型裁量労働制」の「一般的な者」は、一番高い山の頂である「9時間超10時間以下」の中から選ばれてしまい、実際の平均時間10.6時間とは離れた結果になってしまうのだ。

一般的に

「平均的な者」とはそのようなものであるため、平均値とは違うということは、当初から説明されなければいけない。少なくとも、定義に基いた正しい名称である「平均的な者」として言及されるべきだった。

しかし安倍首相は「平均な、平均的な方で比べれば」と語り (1月29日)、加藤大臣は「平均的な、平均で比べれば」と語った (1月31日) 。

両者の言及の仕方は、平均値であると誤認させるものであり、いずれも不適切だ。

なお、加藤大臣は、2月5日の衆議院予備委員会において玉木雄一郎議員 (希望の党) からの問題における「平均的な者 (もの)」の定義を紹介された際には、「平均的な者 (しゃ)」と、重及の仕方を歪めている (この点については改めて後述する) 。

もし最初から安倍首相や加藤大臣が「平均的な者 (しゃ)」と言及していれば、それが平均を歪すものと認識されることはなかっただろう。しかし、そのようには言及されていなかったのだ。

特別に定義されたものについては、正確にその定義を報道通りに言及しなければならぬ。例えば学校基本調査では、「正解の欄等でない者」と「一時的な仕事に就いた者」は、それぞれ別のカテゴリーであるため、それぞれの名前を正確に言及される必要がある。調査結果に言及するとは、そういうことだ。

(3) 第3の問題点：「比べれば」

この問題における一般労働者のデータと裁量労働制のもので働く労働者のデータは、把握している内容が異なり、比較することは不適切なものである。

一般労働者については、9時間37分という数値について、加藤大臣は「これは1日の実労働時間です」と語っていた (1月31日) 。 実際は上に見たように、尚送った計形式を用いていることや、計形式に用いられたデータに異数値と思われるものが含まれているこ

となど様々な問題があるのだが、一応、実労働時間を近似的に表したものとみても可 (本当は、実態とはかけ離れた数値なのだ) 。

それに対し、企画業務型裁量労働制についての9時間16分という数値 (表52に記載) は、「労働時間の状況」として出されたものであり、実労働時間ではない。

これも定義の問題であり、この調査における「労働時間の状況」とは、「労働基準法第38条の3第1項第4号又は第38条の4第1項第4号に規定する労働時間の状況として把握した時間をいう」となされている (p.11) 。

詳しいことは1 頁目の記事を参照していただきたいが、実労働時間ではないからこそ、「労働時間の状況」という、異なった表記がされているのだ。

「労働時間の状況」として把握されたものは実労働時間とは異なるのだから、異なるものの数値を比較しては、そもそも行っていないのだ。

にもかかわらず、安倍首相も加藤大臣も、比べることができる数値であるかのように語っている。

なお、加藤大臣は、玉木雄一郎議員に2月5日にデータに関する疑問を呈されたあと、2月8日の同本会定例会 (立憲民主党) に対する答弁では、企画業務型裁量労働制のもとに働く労働者の労働時間について、

65 法に規定する労働時間の状況として把握した時間

と語っており、上述の「労働時間の状況」の定義に言及している (3 頁目の記事を参照) 。

しかしこれは、データについて言及される中で言及であり、当初はそのように言及していなかった。

(4) 第4の問題点：「短い」

比較が不適切なものを比較して「短い」と判断することは間違っており、さらに、一般労働者のデータは実際とかけ離れた過大な数値となっているため、「短い」という判断は二重の意味において、妥当でない。

1月29日の安倍首相は具体的な問題点には言及していないが、1月31日の加藤大臣は一般労働者について9時間37分、企画業務型裁量労働制について9時間16分という数値を挙げ、「短い」という判断を示していた。安倍首相も同じ数値に基づき、「短い」と言及している。

しかし、「第1の問題点」に指摘したように、一般労働者の9時間37分という数値は、計形式も尚送ったおり、計形式に用いられた数値にも問題があり、結果を異感と勘違い合わせて過大であるという、とても信憑できない数値である。そして「第3の問題点」で指摘したように、一般労働者の数値と企画業務型裁量労働制の数値は、そもそも比べるべき数値ではない。従って、いずれの懸念においても、「短い」という判断は不適切である。

答弁を撤回する姿勢を見せなかった加藤大臣

このように、安倍首相の答弁は問題だらけであり、撤回は不可避だ。しかし2月9日の予算委員会では加藤大臣は、

「いずれにしても調査の結果としてはそういうものが出ているわけでありまして、それを総理はお述べになられました。ただ、今、委員からも指摘がございまして、もう一度私どもとしては、個々のデータにあたって検証をさせていただきたいと思っております。」

安倍首相の答弁は、2月9日の予算委員会での発言と一致している。

と、答弁を撤回する姿勢を見せていない。

だが、上に見たように、「調査の結果としてはそういうものが出ている」というのは事実と異なる。公表されている調査結果報告書には、そのような結果は出ていない。

調査の結果のように出されたデータは、不適切に加工されたデータである。未公表で調査結果を含んでいると考えられるデータを利用し、間違った計算式でそれを加工し、比較すべきでないものと比較した上で、「短い」という判断を下したものである。そのような行為に問題があるのだ。

筆者は4つ目の記事において、これは調査結果の尙疑ではなく、安倍政権の政治姿勢の問題だと指摘した。

当初の答弁の内容を書き換えようと試みている加藤大臣

裁量労働制の方が平均で比べれば労働時間が短いのかという答弁は、上に見たように、安倍首相によって1月29日の衆議院予算委員会において行われ、1月31日の参議院予算委員会において行われた。加藤大臣はさらに2月5日の衆議院予算委員会でも、同様の言及をしている。

2月5日に玉木議員一歩議員は、労働政策研究・研修機構の調査結果によれば、裁量労働制のほうが実労働時間が短いという調査結果を示した（1か月の実労働時間が、通常の労働者186.7時間に対して、企画業務型裁量労働制だと194.4時間、専門業務型裁量労働制だと203.8時間）。それに対して加藤大臣はこう答弁している。

「実態については、今ご指摘がある数字があったり、あるいは、平均的働く人の時間で見ると、一般労働者が9時間37分、企画業務型裁量労働制が9時間16分、こういった調査結果もあるということは、申し上げて、しかし、今おっしゃるような数字もあるということも、もちろん、その通りではあります。」

この発言は、2月5日の衆議院予算委員会での発言と一致している。

しかし玉木議員が

「今、加藤大臣がおっしゃった、『平均的な？ 者（もの）？』を比べたらですね、裁量労働制の方が少ないということなんです。それは何のデータですか？」

この発言は、2月5日の衆議院予算委員会での発言と一致している。

と噂ね、「平成25年度労働時間等総合調査調査結果」における「平均的な者（もの）」の定義を紹介すると、まずいと思ったのか、とたんに、これまでの答弁の書き換えを積み重ねるのだ（詳しくは2番目の記事の書き起こしを参照されたい）。

「まずい、今、ちょっと先元、そこまで御かい、おっしゃった調査の結果がないので、正確にはおっしゃってあげられませんが、先元の資料を見ると、『平均的な者（しや）』、先ほど『平均的な者（しや）』と申し上げましたけれど、その意味合いがこととあります。」

この発言は、2月9日の参議院予算委員会での発言と一致している。

加藤大臣の言及は、上に見たように、実際には「平均的な働く人」だ。にもかかわらず、

「先ほど『平均的な者（しや）』と申し上げましたけれど」

と加藤大臣は答弁しているのだ。

これは単なる言い回しではない、過去の事実の書き換えである。

ご存じの方も多いと思うが、ジョージ・オーウェルの小説『1984年』の主人公は、「真実省記録局」の役人として、日々、歴史記録の書き換えを行っている。都合の悪い事実は、国家によってなかったことにされ、その事実の記録は、書き換えられるのだ。

加藤大臣がやっていることは、それと同じではないか。

データへの疑義が言われた後には、加藤大臣は「平均的な、平均で比べれば」という言い方はしなくなり、「平均的な者（しや）」という専門用語を使い始める。「実労働時間」であるとも語らなくなる。企画業務型裁量労働制については、「法に規定する労働時間の状況として把握した範囲」という定義を紹介し始める。

しかしそれらすべては、データへの疑義が呈された後のことであり、何の訂正もされずに置かれているものだ。

2月9日の予算委員会では加藤大臣は、1月29日の安倍首相の答弁について、山井徳典が撤回を求めたことに対し、次のように語り、やはりここでも過去の事実の書き換えを試みている。

「総理はですね、厚生労働省の調査によれば、私どもの労働時間等総合調査の結果によれば、そして平均的な、総理は働く人とおっしゃったですね、平均的な者（しや）については、こうだということをおっしゃったので、平均が、とか平均値が、とかという言い方をしているわけはございません。」

この発言は、2月9日の参議院予算委員会での発言と一致している。

実際の安倍首相の答弁の要約は、「平均な、平均的な方で比べれば」だ。インターネット番組中継に録画が残っている。大臣なら、速記録も確認できる。にもかかわらず加藤大臣は、

「

平均的な、総額は働く人とおっしゃったのですかね、平均的な番（しゃ）については、こうだということをお申し上げただけ

と、あたかも当初から「平均的な番（しゃ）」について答弁していたかのように聴えるのだ。
間違っていた答弁や正確な答弁ならば、訂正するなり、撤回するなり、すればよい。しかし、加藤大臣が読みかかっていることは訂正や撤回ではない、それと気づかせない形で、過去の事実（過去の答弁）の書き換えである。

このように、過去の答弁をそれとなく書き換えていこうとするとする者に、迅速な法案と位置づけられている「働き方改革」関連一括法案の抜本的答弁を任せさせることは適切なのだろうか。

訂正も修正もせずに、とても法廷で出かかない限りは、過去の事実（答弁）を出さずして見せることもわからないやり方をすすめる、そういう者には、大臣の職はふさわしくないと筆者は考える。安倍首相や加藤大臣が答弁を撤回すれば、それで済むという問題ではないだろう。

山井徳真はこの一連の質疑の中でこう語った。

聞きかたが、いいかげんはもなんですか。人の命がかかっているんですよ、この場に。
山井徳真(自由民主党) 2018年2月12日 12:52:56

研究が指摘しているように、裁量労働制のもとで働いていた労働者の過労死は、実際に数多く起きており、この問題には人の命がかかっている。過労死を考える家族の会の方々も、国会に傍聴に行き、日々の苦味を見守っている。

「働き方改革」の法案密議は、正しい事実に基づいて、真実に基づくべきものだ。人を騙すことを考慮する人に、委ねるべきものではない。

<速報> (2018年2月12日 12:30)

第1の関連点の第3に、下記を加筆した。
同じ調査結果の表24には、1週間の法定時間外労働の業数（一般労働者）（平均的な者）の平均が2時間47分となっており、これは1日に換算すると33分の法定時間外労働となり、1時間37分という数値と整合しない。どちらが実態に近いのかと言えば、表24の数値が実態に近い。

おすすめのテーマ
上西亮子 Ryoko Uesaki
あわせて読みたい
安部晋、妻を頂かなくなった (産婦人科)

世界の常識を欠いたタレント出身議員の馬鹿さ加減(田中真紀)
「生活保護受給の子は大学行っちゃダメ問題」が、国会で安倍総理にぶつけられまし...

「江戸しくさ」はやめましょう。；何が問題か、なぜ広がったか、(藤井英史)

櫻井氏委員「履歴は訂正していますよは」は選挙事務所 履歴は明確に訂正せず(藤井大文)

系属で選としたかった5人。(花田紹隆)

「あなたが言いたいのは社労士システムが狂ってるからです」 東大教授・安藤歩の激論に...

「働き方改革」に脅まれる産婦・産婦労働者の「本当の姿」と「あるべき姿」(嶋崎)

おすすめコンテンツ (提供リンク)

www.kobun-tuoni.jp
今注目される急ぎテーマ
Web by Yahoo! JAPAN

アズビ
Twitter
Facebook
news HACK

トップ 最新 写真 手帳 知恵 収入 雑費 資産管理 子育て
ニュース 経済 健康 エンタメ スポーツ IT 料理 生活 美容 本物 本物 本物

Y フォロワー検索

プライバシーポリシー・利用規約・メディアコメント・著作権・特許権
Copyright (C) 2018 上野裕子 All Rights Reserved.
Copyright (C) 2018 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.

